

津市長意見

写

津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

1 総論

- (1) 本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点から望ましい事業であると考えられるが、地域住民等の合意のもと受入られた事業であることが前提と考える。
- 事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2017年3月策定）及び三重県が策定した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（平成29年6月策定）に基づき、地域住民等とコミュニケーションを図るとともに、地域住民等からの意見に十分配慮すること。
- (2) 評価書作成段階までに、詳細な工事内容及び設備の仕様等の詳細が明らかになり、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境改善に努めること。

2 各論

- (1) 騒音、振動、低周波音等
- ア 低騒音、低振動型の重機等を使用するとともに、チェーンソーなどによる樹木の伐採作業による騒音についても周辺環境への影響を最小限にすること。
- イ パワーコンディショナー等は、低騒音設計等の機器を選定するなど周辺環境に配慮すること。
- ウ 発破を伴う作業については、発破段数増による齊発薬量を低減するなど周辺環境に配慮すること。また、詳細な実施日が決定した際には、周辺自治会等へ周知を行うこと。
- (2) 水質
- ア 環境影響評価準備書に示した「供用時に実施する除草等の際には、除草剤等の薬品は使用しない」とする環境保全計画を遵守すること。

イ 土地の改変や森林伐採による植生の変化等により水環境への影響が懸念される。特に、当該事業区域は津市水道水源保護条例に基づく水源保護地域に該当するなど、当該地域の森林は地域社会にとって水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有している。このことから、土地の造成工事の際には、濁水の流出等に十分配慮すること。

(3) 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

ア 当該事業実施区域において、サシバの3ペアが確認されており、特に波瀬Bペアにおいては、工事の実施に伴い、繁殖活動に大きな影響が出る可能性がある。このことから「サシバの保護の進め方」(環境省)を参考にサシバの生息状況に精通した専門家等からの助言を踏まえ適切な環境保全措置を講ずること。

イ 事業実施区域内には絶滅危惧種であるホトケドジョウなど重要な種の存在が確認されているため、専門家等からの助言を踏まえ適切な環境保全措置を講ずるとともに、移植のための保全水路等を整備する場合は、それらの生息環境に十分配慮すること。

(4) その他

ア 自然災害等により当該事業に被害が生じた場合には、周辺環境への影響を最小限にとどめ、速やかに復旧等を行うこと。

イ 周知の埋蔵文化財（狩俣洞古墳群）の隣接地であるため、取り扱いについて生涯学習課と協議すること。

ウ 森林を伐採し、ソーラーパネルを設置することから、気温の上昇が懸念されるため、事業実施区域及びその周辺において、気温の事後調査を実施するとともに、気温の上昇が認められた場合は、現地の状況に応じた対策を十分検討すること。

エ 資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2017年3月策定）及び三重県が策定した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（平成29年6月策定）に基づき、保守点検及び維持管理を適正に行うこと。